



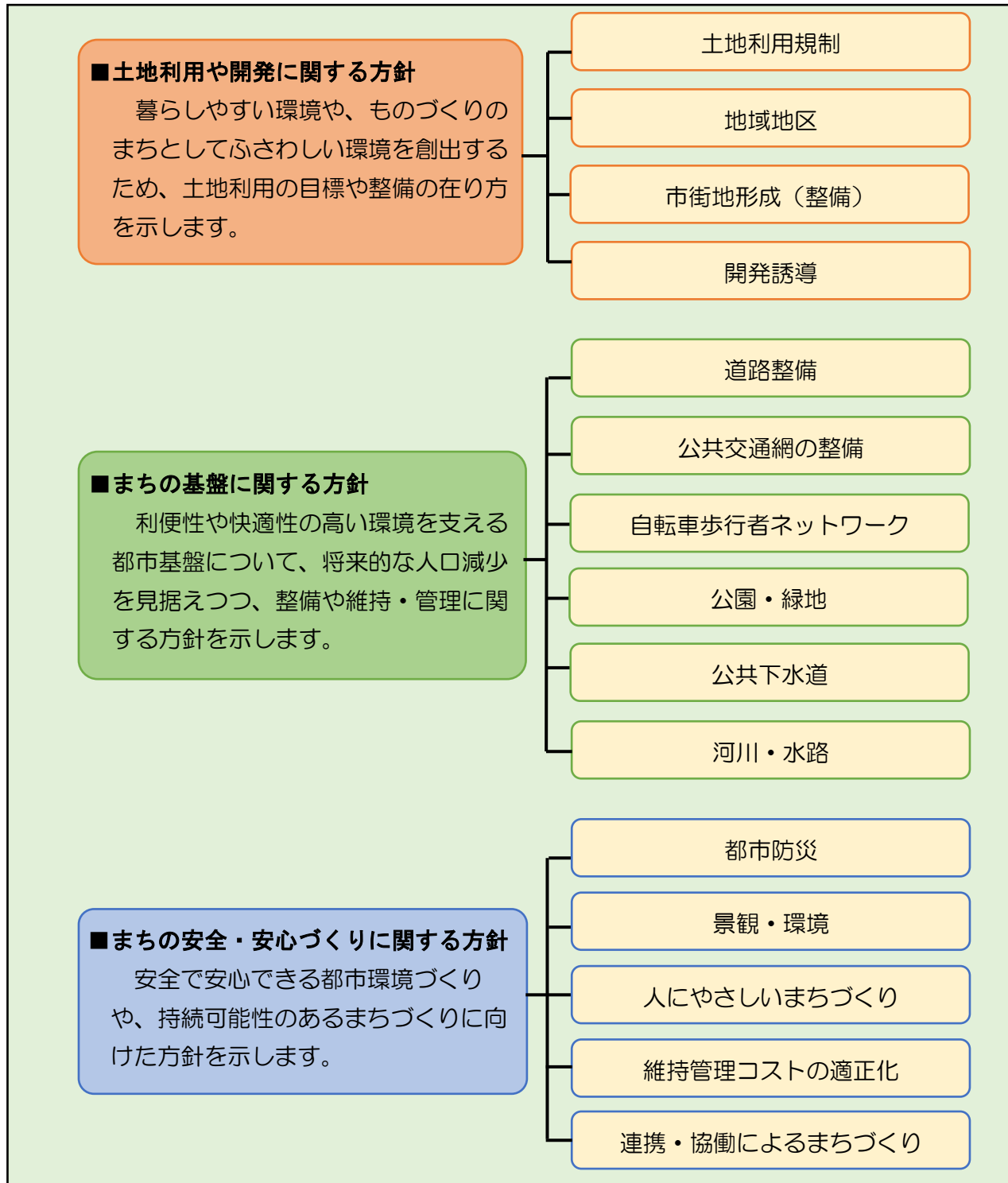
第3章 分野別構想



第3章 分野別構想

分野別方針は、前章で示した将来都市像を実現するため、都市計画の各分野において取り組む基本的な事項を定めます。なお、個別の事業や施設について、記載できる事項については、本章での位置付けを基に、地区別構想で示します。

図一分野別方針の構成



1 土地利用や開発に関する方針

本市では、都市計画区域の約6割が市街化区域となっており、その8割以上で都市的土地利用が図られています。今後は、人口減少・高齢化に対応した土地利用や魅力ある都市環境づくりを進めることが必要であり、コンパクトで機能的な都市づくり、人々が行き交い交流する都市づくりを目指し、都市計画制度の根幹である土地利用規制制度や開発許可制度の適切な運用に取り組みます。

(1) 土地利用規制

少子高齢化による人口減少が進行する中で、都市の魅力とにぎわいを創出し、新たな定住人口を確保していくためには、鉄道の各駅周辺やひたちBRT沿線といった利便性の高い地域や、計画的に開発された住宅地などの生活の拠点となっている地域に都市機能及び居住機能を集積するほか、これらの地域のアクセス性の向上を図るなど、暮らしやすく魅力のある都市構造を実現することが必要です。

【市街化区域における土地利用の方針】

- 人口や都市機能の維持を図るため、都市の拠点及び生活の拠点となるべき地区への都市機能や居住機能の誘導・集約化を促進します。
- 特に、鉄道駅周辺やひたちBRT沿線については、公共交通利便性の高い地区として、積極的に都市機能及び居住機能を誘導し、生活環境の向上を図ります。
- 計画的に整備された既成市街地における都市基盤などの既存ストックを有効活用しながら都市機能を集約し、生活利便性の向上に努めます。
- これらの集約化された拠点を公共交通で連携し、アクセス性や移動性の向上を図ります。
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域以外の市街化区域においても、現在の生活環境の維持に努めます。
- 人口や都市機能を適切に維持するため、市街化区域内の低未利用地の活用や空き家等により「スポンジ化」した地域の土地利用の更新を図ります。

【市街化調整区域における土地利用の方針】

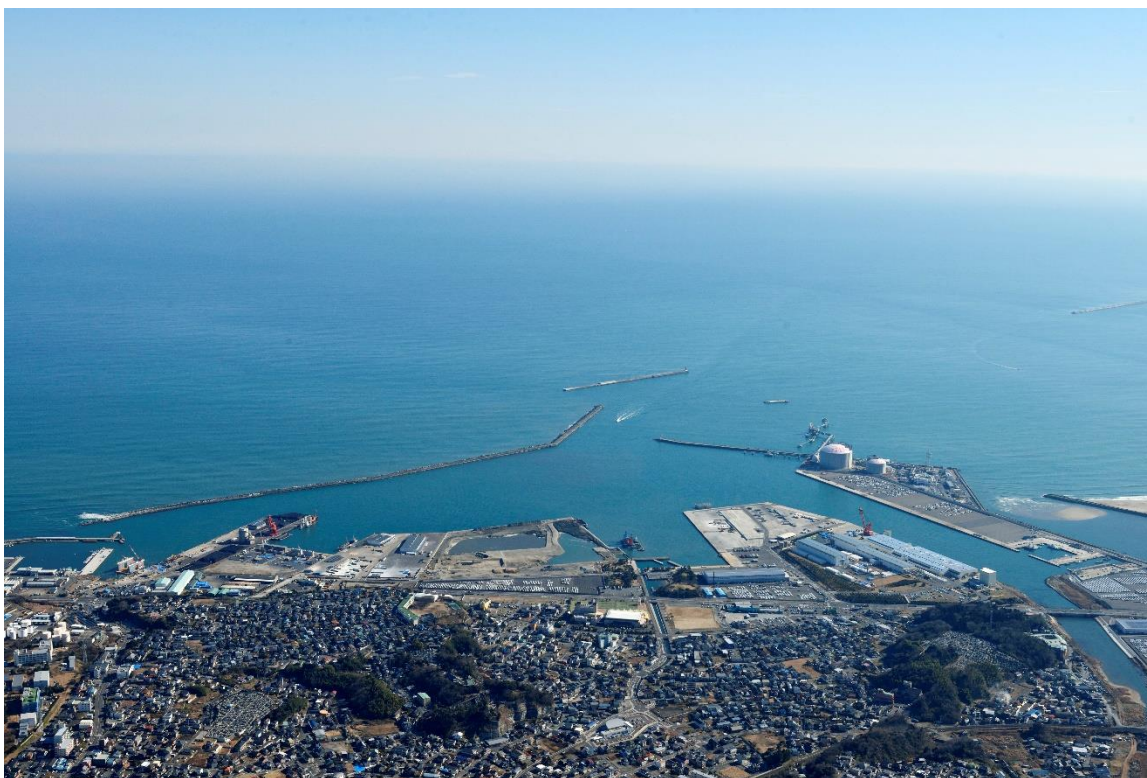
- 既存集落については、周辺の自然環境と調和した空間として居住環境等の維持に努めます。
- 開発行為により整備された住宅団地の環境維持や、大規模集客施設などの土地利用に転換する際は、地区計画制度の活用を図るとともに必要に応じて市街化区域への編入について検討します。
- 茨城港日立港区から日立南太田IC周辺の市街化調整区域については、交通の利便性をいかにした産業集積が期待されることから、開発行為や地区計画の制度の活用などによる計画的な土地利用について検討するとともに必要に応じて市街化区域への編入を検討します。

【主な施策】

- 都市計画変更調査事業
- ひたちBRTまちづくり事業
- 産業団地整備事業
- 日立港区後背地活用事業
- 日立港区後背地～日立南太田IC周辺地区開発研究事業



写真一 市内空撮（日立駅周辺）



写真一 茨城港日立港区

(2) 地域地区

既成市街地については、多様化する暮らし方に対応したまちづくりを進めるための土地利用更新が必要となる場合には、上位計画等と整合した地域地区の随時変更を行います。

また、工場や社宅の跡地等の土地利用の転換や、コンパクトなまちづくりを進める上での計画的な拠点形成に対応した地域地区の変更を行います。

〔既成市街地における土地利用の転換〕

- 既成市街地における土地利用の転換への対応や、立地適正化計画で位置付ける拠点への都市機能及び居住機能の誘導を促進するため、工場や社宅の跡地、ひたちBRT沿線地域などを始めとして、用途地域の見直しを検討します。
- 既成市街地の土地利用更新を促進するため、民間事業者が実施する宅地供給や商業系開発等が行われる又は行われた際には、市の目指す都市の将来像との整合性や事業の公益性を勘案し、必要な範囲で用途地域の変更について検討します。
- 山側住宅団地については、住民の意向を十分に踏まえた上で、新たな土地利用への転換や良好な居住環境の保全に必要な範囲で現在の低層住居専用系用途地域からの見直しを検討します。
- 新たに整備された幹線道路の沿道における用途地域の見直しを検討します。
- 旧日立電鉄線の軌道敷に沿って設定された用途地域等については、現況の土地利用との整合を図った見直しを行います。
- 低未利用地の有効活用や土地利用の更新が必要と考えられる地域については、高度利用地区や市街地再開発促進区域の見直しを検討します。

〔地域の特性に合った用途の誘導〕

- 工業地域や準工業地域で、住宅地と工業用地が共存する地域については、地域の現況を考慮しつつ、用途の純化又は住工共存型の地域形成を図ります。
- 計画的に建築物や土地利用の誘導を図る際には、必要に応じてその地域特性に合った地区計画制度の活用を検討します。
- まちづくりに対する市民の理解を深めながら地域の課題の解決・利便性の向上・まちの魅力向上などを図るための地区計画制度の活用や、都市計画提案制度の導入による土地利用の転換を検討します。

【主な施策】

- 都市計画変更調査事業
- ひたちBRTまちづくり事業
- 山側住宅団地再生プロジェクト検討事業

(3) 市街地形成（整備）

市街地形成（整備）においては、空き家や空き店舗、空き地（以下「空き家等」という。）の利活用や民間事業者による権利変換型の面的な市街地開発事業の促進を図るとともに鉄道駅周辺や低未利用地が多く見られる地区における土地利用の更新・転換を検討します。

また、鉄道駅周辺等の都市の拠点への居住を促進するため、基盤整備と連携しながら、「まちなか居住」の利便性や魅力を高める施策を講じます。

なお、このような市街地形成においては、基盤施設と都市機能を一体的に整備する必要があることから、民間事業者等との連携強化や情報通信技術の活用を図りながら適切に都市機能の配置・誘導を進めます。

〔市街地の集約化と跡地の管理〕

- 人口減少に対応したまちづくりの実現のため、立地適正化計画に基づく施策等により市街地の集約化を推進するとともに適切な居住誘導と拠点形成を図ります。
- 一方で、市街地の中でも跡地の増加や空洞化が進む区域については、低未利用地の有効活用に向けた誘導や立地適正化計画に基づく跡地等管理区域の指定について検討します。

〔既成市街地での土地利用更新〕

- 既成市街地における土地利用の更新を図るため、権利変換型の市街地開発事業等の活用による面的な市街地整備の必要性について検討します。
- 日立駅及び常陸多賀駅周辺の市街地については、にぎわいの創出、産業の振興、交流の拡大などの役割が期待されることから、重要な都市の拠点として整備を推進します。
- 公共交通利便性の向上が見込まれるひたちBRT沿線については、計画的な居住機能や都市機能の誘導などを行い、土地利用の更新を図ります。

〔空き家等への対応〕

- 人口減少に伴い、今後、空き家等が増加することが見込まれることから、所有者等に適正な管理に関する周知や広報を行い、安全・安心で快適な生活環境を保全します。
- 地域活力の向上につながる空き家等の利活用策を検討します。
- 関連施策との連携による空き家等の利活用を検討するとともに、都市再生の資源として活用するための小規模な市街地開発事業の導入についても検討します。
- 空き家等のパブリックスペースとしての利活用について検討します。

〔山側住宅団地における土地利用更新〕

- 山側住宅団地については、眺望や豊かな自然環境を有し、大規模な開発によって一定の整備水準が確保されるなど良好な居住環境を有している一方で、今後も高齢化や人口減少が進行することが予測されるため、民間事業者との連携も視野に入れながら、適切な土地利用の更新・転換に取り組みます。
- 居住環境の維持・保全のための地区計画制度や建築協定の活用について検討します。

〔「まちなか」におけるにぎわいや活動の創出〕

○鉄道駅周辺の既成市街地においては、就業、交流、文化等の都市機能と居住機能の一体化を図り、活動の場と生活の魅力を兼ね備えた「まちなか居住」の実現を目指します。

〔市街地における緑空間の確保〕

○駐車場や空き地の増加が見受けられる市街地における緑空間の創出や、パブリックスペースとしての多面的な利用を促進するため、このような土地利用における緑化の促進や緑地としての活用、転換等について検討します。

〔民間事業者等との連携強化〕

- 鉄道駅周辺など都市的土地利用及びの生活拠点となるべき区域においては、魅力ある都市空間の実現のため、民間事業者や住民との連携・協働によるまちづくりを推進します。
- 住民の生活利便性確保のため、住居系市街地内の近隣において、医療・福祉、商業、金融等の都市機能を集約した「生活拠点」の形成を図るとともに、これらの機能を担う民間事業者等と連携しながら拠点の形成に取り組みます。
- 土地利用や施設、機能等の更新を図る際には、行政だけでなく民間事業者等の参画が不可欠なことから、開発行為だけでなく、市街地開発事業やエリアマネジメントの分野におけるインセンティブの創設等、民間事業者等の参画を促進する仕組みを検討します。

〔情報通信技術を活用した都市づくり〕

○近年急速に発達しているIoT(様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互に制御する仕組み)やAI技術を活用し、市民の生活の質を高められるようなまちづくり〔スマートシティ〕に向けた取組を検討します。

【主な施策】	
<input type="checkbox"/> 市街地再開発等導入検討事業	<input type="checkbox"/> 常陸多賀駅周辺地区整備事業
<input type="checkbox"/> まちなか空き店舗活用事業	<input type="checkbox"/> 空き家適正管理対策事業
<input type="checkbox"/> 山側住宅団地再生プロジェクト検討事業	<input type="checkbox"/> 日立地域MaaS実証実験



写真－多賀地区のまちなみ



写真－市内に広がる住宅街

(4) 開発誘導

市街地内の土地利用更新や都市機能の集積を促進するためには、まちづくり施策と併せて民間活力の活用も重要となることから、民間事業者等との連携を図りながら、適正かつ効果的な開発許可制度の運用の下、市街地におけるにぎわいや活力の確保を図ります。

また、市街化調整区域については、自然や農林漁業との調和を図りながら、適正な土地利用を誘導します。

〔土地利用方針との整合性の確保〕

- 工場や社宅跡地等、比較的まとまりのある跡地については、民間事業者による開発が進められている例も見られます。開発区域周辺の適切な土地利用の誘導を図るため、本計画において地区別の土地利用方針を策定します。
- 市街化調整区域における開発は、自然や農林漁業の調和を図りながら、既存集落の維持や拠点形成の必要性等を踏まえ、必要に応じて地区計画や区域指定制度の活用を検討します。

〔まちづくり施策との整合性の確保〕

- 鉄道駅周辺市街地やひたちBRT沿線等、計画的に土地利用転換や人口集積を進めるエリアについては、まちづくりの実現に向け、民間事業者等の参画を促進するための仕組みを検討します。
- 都市機能の誘導や拠点形成においては、民間による開発が重要な役割を担うと考えられます。地区別の土地利用方針や立地適正化計画の位置付けを考慮しつつ、民間事業者等と連携をしながら、適切なまちづくりに努めます。
- 路線バス等の公共交通の利用環境を整備するため、住宅開発や集客施設については、停留所や乗降スペースが確保できるよう働き掛けます。

主な施策】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 中心市街地企業誘致促進事業 | <input type="checkbox"/> ひたちBRT沿線良好宅地整備促進事業 |
| <input type="checkbox"/> 日立港区後背地活用事業 | |



写真-工場跡地において民間事業者により開発が進められた住宅地



写真-自然と調和した住宅



写真-ひたちBRT沿線の交通利便性の高い住宅地



写真-市役所内に設けられた交通広場



2 まちの基盤に関する方針

都市の根幹である都市基盤については、人口減少に対応した維持・更新、縮減が大きなテーマになりますが、一方で、ライフスタイルの変化や新たな社会的ニーズにも対応する必要があることから、持続性を視野に入れながら、快適性や利便性に配慮した基盤整備に取り組みます。

(1) 道路整備

市内の交通渋滞の緩和や、ものづくりのまちとしての物流を担う幹線道路の機能強化が求められているため、鉄道・ひたちBRTなどの公共交通との連携やバリアフリー化等に配慮しながら、適切な道路整備を進めます。

〔幹線道路整備の推進〕

- 国道6号、国道6号バイパス、国道245号などの南北軸や、国道293号、(都) 鮎川停車場線、(都) 十王北通り線などの東西軸については、都市の骨格を形成する基盤として、引き続き整備を進めます。
- 南北に細長い市街地では、自動車交通も南北軸に集中することから、南北を結ぶ新たな道路ネットワークを形成する路線の整備を推進し、道路容量の拡大と地域間連携の向上を図ります。
また、道路ネットワークを補完する路線の道路拡張や自転車歩行者空間の確保を推進し、走行性と安全性の向上を図ります。
- 都市間連絡道路として市道6750号線の整備を進め、地域間交流の促進や産業の振興を図ります。

※(都) …都市計画道路

〔道路の走行性・利便性の向上〕

- 幹線道路や補助幹線道路については、車両の走行性を確保するため、交差点改良や右折帯の設置、バスベイの設置を推進します。

〔道路と公共交通の連携強化〕

- 都市内移動の円滑化と、外部へのアクセス性を高めるため、道路ネットワークと公共交通ネットワークの連携強化を図ることとし、鉄道駅での交通結節機能の強化や、市街地内における拠点配置との連携を見据えた交通結節点の確保を目指します。

〔生活空間における道路環境の充実〕

- 生活道路については、狭あい区間の整備を図るとともに、自転車・歩行者空間の確保、バリアフリー化を推進します。
- 既成市街地のうち、道路幅員や接道に課題のある区域については、地域との合意形成を図りながら、道路環境の改善を促進します。

〔都市計画道路ネットワークの検証〕

○都市計画道路については、平成25年度に実施した都市計画道路再検討での結果を踏まえた整備を進めますが、都市の骨格として必要な措置を講じるため、今後の社会動向や市街地における交通処理状況等を継続的に検証し、必要に応じて道路ネットワークの再編に取り組みます。

【主な施策】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 地域公共交通再編事業 | <input type="checkbox"/> 交通バリアフリー推進事業 |
| <input type="checkbox"/> 国道6号整備促進事業 | <input type="checkbox"/> 市道3号線（東滑川町地内）改良事業 |
| <input type="checkbox"/> 市道9号線（通勤道路）改良事業 | <input type="checkbox"/> 市道24号線（中央線）改築工事 |
| <input type="checkbox"/> 市道3163号線（金沢町地内）整備事業 | <input type="checkbox"/> 鮎川・城南道路整備事業 |
| <input type="checkbox"/> 市道3509号（県道会瀬港線付近）線改築事業 | |
| <input type="checkbox"/> 市道6750号線（金沢町地内）整備事業 | |



写真一市道3号線（東滑川町地内）改良事業



写真一市道9号線（通勤道路）改良事業



写真一市道24号線（中央線）改築事業



写真一山側道路（石名坂町地内）

(2) 公共交通網の整備

超高齢社会へと移行する中、鉄道や路線バスなどの交通手段の必要性はますます高まることが予想されます。誰もが移動しやすく、人にやさしい交通環境の充実を図るため、交通事業者と連携しながら公共交通網の整備を進めます。

〔鉄道駅における交通結節機能の整備〕

○鉄道と路線バスやタクシー、自家用車等への円滑な乗り継ぎを確保するため、駅前広場の整備と交通結節機能の充実を図ります。

〔ひたちBRTの整備推進〕

- 市街地における新たな公共交通の南北軸として、J R日立駅までの延伸を図るとともに、沿線地域に都市機能及び居住機能を誘導します。
- 利用環境の一層の向上を図るため、主要な停留所における交通結節機能の充実、沿線地域における利便性向上、ひたちBRTを補完するフィーダー交通網の充実を図ります。

〔路線バスの利用環境の維持・充実〕

○路線バスは、車を利用できない10代の若年層や高齢者など、公共交通の必要性が高い人々にとって重要な移動手段であることから、交通事業者や住民との連携・協働により路線維持に努めるとともに、市街地内における拠点形成の状況等を踏まえ、必要に応じて路線網の見直しを図ります。

〔公共施設や集客施設等における交通結節機能の確保〕

○公共施設や集客施設等へのアクセス性向上を図るため、これらの箇所における交通結節機能の確保を進めます。

〔パートナーシップの拡充〕

○公共交通の路線維持と利用促進を図るため、既の実施している地域住民や事業所とのパートナーシップ協定の拡充に取り組みます。

〔情報通信技術やAIを活用した新たな交通手段の検討〕

- 人口減少や高齢化に対応した新たな取組として開発が行われている自動運転技術の積極的な活用を行います。
- 交通渋滞に起因する公共交通の遅延による利便性の低下やそれに伴う利用者減少など、本市が抱える交通サービスの諸課題の解決を目指し、M a a S（マース）^{*}の積極的な検討を進めます。

^{*}M a a S…「Mobility as a Service」の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

【主な施策】

- 新交通（BRT）導入事業（第Ⅱ・Ⅲ期）
- 高齢者おでかけ支援事業
- 公共交通政策検討事業（パートナーシップ事業）
- 地域公共交通再編事業
- 日立地域Ma a S実証実験
- 中型自動運転バス実証運行



写真一常陸多賀駅前



写真一大甕駅東口



写真一地域との公共交通パートナーシップ事業内の利用促進活動



写真一自動運転バスの実証実験の様子

序章 計画の概要

第1章 まちづくり方針

第2章 全体構想

第3章 分野別構想

第4章 地域別構想

第5章 実現に向けて

参考資料

(3) 自転車歩行者ネットワーク

近年、都市部における自転車利用の利便性が再認識されているとともに、道路交通法の改正により、幹線道路において自転車通行帯の重要性が高まっています。

また、市街地の集約・まちなか居住を推進する中では、「歩いて暮らせるまちづくり」が重要な視点になります。さらに、今後、公共交通を活用したまちづくりや観光交流分野においても歩行者や自転車の環境整備が重要となることが予測されることから、市街地における自転車歩行者ネットワークの構築を目指します。

〔市街地におけるネットワークの整備〕

○市街地内においては、来訪者の回遊促進を目指し、鉄道駅やバスの停留所、商業空間、公共公益施設等を連携するネットワーク形成を目指します。

〔道路空間における自転車利用環境の向上〕

- 市街地等の幹線道路においては、無電柱化に取り組むとともに自転車通行帯の確保に努め、通行空間の安全性・快適性を確保します。
- 生活道路においては、車両速度の抑制やバリアフリー化、新設・更新時の電柱の宅内設置等による安全性の向上を目指します。

〔歩いて暮らせる環境づくり〕

○市街地においては、歩いて暮らせる環境を創出するため、歩道空間の確保とバリアフリー化を進めるとともに沿道景観や休息空間整備等についても検討します。

〔観光交流基盤としての整備〕

○近年高まりを見せるサイクリング需要に対応し、観光施設周辺を中心として、河川沿岸や道路を活用した自転車ネットワークの整備を検討します。

【主な施策】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 駅周辺バリアフリー推進事業 | <input type="checkbox"/> 歩行者にやさしいバリアフリー事業 |
| <input type="checkbox"/> 交通安全施設整備事業 | <input type="checkbox"/> 横断歩道橋改修事業 |
| <input type="checkbox"/> 歩道整備事業 | <input type="checkbox"/> 道路舗装整備事業 |



写真－歩行者の安全を確保するための歩行者用グリーンベルト

(4) 公園・緑地

ア 公園

都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、防災やレクリエーションなど多様な機能を有していることから、必要に応じて公園施設の改修やリノベーションなどによる魅力向上を図りながら、長期的な視点に基づく維持・管理体制の構築を図ります。

〔都市基幹公園の魅力向上〕

- かみね公園は、本市を代表する交流拠点であり、四季を楽しめる空間や動物や文化との触れ合いの創出など、継続的な公園の魅力向上に取り組みます。
- 池の川総合公園については、市街地の中で身近に緑を感じられる空間形成を始め、運動施設と一体となった市民の憩いの場として魅力向上に取り組みます。

〔住区基幹公園の機能更新〕

- 住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）については、公園施設の維持を図るとともに、利用者ニーズに対応した公園とするため、リノベーションに取り組みます。
- 特に、市民に身近な街区公園や近隣公園については、ワークショップ形式による計画策定等にも取り組み、市民に親しまれる公園づくりを進めます。

〔賑わい創出資源としての活用〕

- かみね公園や池の川総合公園等の基幹的な公園については、にぎわいや交流を創出する拠点として、周辺資源との連携を図りながら、公園機能の充実を図ります。
- 市街地においては、まちなかの日常生活において、気軽に散策や休息に利用できる緑空間の整備を図るとともに、関係部署と連携しながら、にぎわい創出のイベントの場等としての利活用方策について検討します。

〔歴史・文化資源を活用した公園の整備〕

- 助川城跡公園、南高野史跡公園、イトヨの里泉が森公園などの自然や歴史・文化資源等の活用を目的とする公園については、それぞれの要素の維持・保全を図るとともに、市民が地域資源に親しむ空間として魅力向上に取り組みます。

〔計画的な維持・管理の推進〕

- 公園施設の維持と安全性の確保を図るため、定期的な施設管理を行うとともに、利用状況を踏まえた公園機能の見直しなどを推進します。
- 公園の維持・管理については、施設の点検による適正管理に努めるとともに、市民や民間事業者と連携した里親制度の充実等、管理体制の構築を進めます。

〔市街地内オープンスペースの活用〕

○市街地内の公園は、緑や憩いの場の創出だけでなく、交流空間として市街地の雰囲気をも大きく変える効果も期待されることから、既成市街地におけるオープンスペースとしての活用を検討します。

〔さくらをいかした魅力ある空間の創出〕

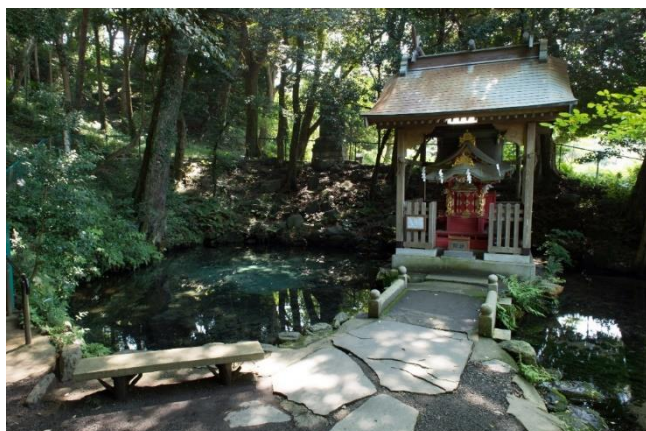
○かみね公園や十王パノラマ公園などについては、本市のシンボルである「さくら」を積極的に活用し、潤いとやすらぎのある空間の形成を推進します。



写真一東滑川海浜緑地に設置された遊具



写真一かみね公園



写真一平成の名水百選にも選ばれたイトヨの里泉が森公園



写真一市街地内の公園で遊ぶ子どもたち

イ 緑地

緑地については、市街地内の緑のオープンスペースや修景空間として、見るだけでなく親しめる空間としての整備を進めます。

〔緑地空間の活用〕

- 市街地内の緑地については、景観要素としてだけでなく、自然に親しめる空間として多面的利用を推進するとともに、緑地や自転車歩行者空間とのネットワーク形成を目指します。
- 海や山が身近に感じられるという本市の特性をいかすため、ハイキングコースや休憩所、公共サイン等の整備を進め、親しめる緑地空間の形成を目指します。

〔緑地空間の維持・管理〕

- 緑地については、継続的な維持・管理が必要となることから、適正管理に努めるとともに、市民や民間事業者と連携した里親制度の充実等、管理体制の構築を進めます。

【主な施策】

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小木津山自然公園拡張整備事業 <input type="checkbox"/> 公園管理パートナーシップ事業 <input type="checkbox"/> かみね公園モデル整備地区桜植栽事業 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公園すてき化整備事業 <input type="checkbox"/> 桜の保護育成事業 <input type="checkbox"/> 平和通り桜更新事業
--	--



写真－小木津山自然公園の紅葉



写真－多くの野鳥が観察できる赤羽緑地



写真－かみね公園周辺の眺望

(5) 公共下水道

本市の公共下水道（污水）については、ほぼ整備が完了していることから、今後は、管路施設の維持・管理が施策の中心となります。人口減少を踏まえ、持続可能な下水道事業を目指し、事業の効率化や経営基盤の強化に努めます。

また、公共下水道（雨水）についても、浸水被害の防止を目的に整備を進めてきた雨水排除施設の整備がおおむね完了しています。今後は、河川管理者と連携して浸水被害の防止に資する整備に取り組むとともに、施設の老朽化対策を中心に事業を進めます。

〔計画的な施設管理の推進〕

- 耐用年数を迎える施設が増加することから、下水道施設の計画的な維持・更新に取り組みます。
- 大規模地震等に備え、幹線管渠を中心に耐震化を推進します。
- 下水道事業の運営基盤改善の観点から茨城県及び他市町村とともに、広域化・共同化の推進について検討するとともに、池の川処理場における包括的民間委託などの導入についての検討も行います。

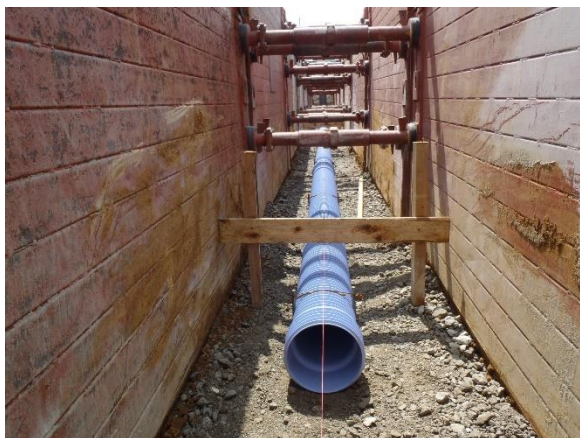
〔人口減少への対応〕

- 将来的な人口減少の中で、持続可能な経営を行うため、「上下水道事業経営戦略」の策定を行い、経営基盤の安定化と強化を図ります。

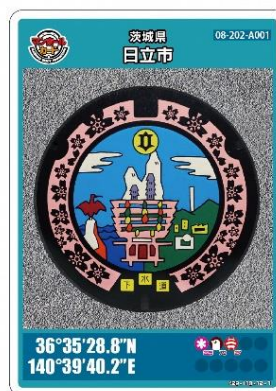
〔雨水排除施設の老朽化対策〕

- 雨水を排除する機能を確保するため、改築事業を中心に計画的な老朽化対策を進めます。

【主な施策】	
<input type="checkbox"/> 管路施設改築更新事業 <input type="checkbox"/> 池の川処理場等設備改良事業 <input type="checkbox"/> 雨水対策事業	<input type="checkbox"/> 管路施設耐震化事業 <input type="checkbox"/> 池の川処理場施設耐震化事業



写真一下水道管路施設整備の様子



写真一下水道のPRを目的としたマンホールカード

(6) 河川・水路

本市の河川・水路は、多くが市街地を流下する都市型河川であり、流下速度が早く遊水機能が少ないことが特徴となっています。治水は、安全・安心な生活を送る上で基本であることから、本市の河川・水路の特性を踏まえた施策に取り組みます。

〔改修の推進〕

- 近年増加する短時間強雨に対応した排水機能の確保を目指し、茨城県と連携し計画的な河川改修を進めます。
- 河川への雨水の流出調整を図るため、市街地における雨水流出の抑制を推進します。

〔多面的利用の推進〕

- 市街地内のオープンスペースや環境学習の場として活用するため、親水空間の整備等、多面的な利活用を検討します。
- 桜川については、沿岸部分が都市公園に指定されていることから、これらを活用した親水空間の整備等、雨水排水と合わせた河川の多面的利用を進めます。

【主な施策】

- | | |
|-------------|-------------|
| □準用河川大川改修事業 | □津波防護施設整備事業 |
| □調整池機能管理事業 | □河川・排水路改修事業 |



写真一 十王川護岸整備



写真一 田尻川河川改修



写真一 鮎川探勝会の様子

3 まちの安全・安心づくりに関する方針

都市防災や景観を始めとした都市の環境は、暮らしの安心や快適性、まちの魅力を確保する重要な要素です。近年、社会の成熟化が進む中、景観や環境に対する関心とともに、大規模災害の経験から都市防災に対する意識も高まっています。また、地域の環境の維持や災害に強いまちづくりにおいては、市民等と行政との連携・協働が不可欠になっていることを認識し、基盤整備と連携しながら都市の付加価値を高める取組を行います。

(1) 都市防災

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、本市における災害として記憶に新しいものとなっています。災害への対応は、市民の生命財産を守る最も重要な基本施策の一つであり、安全・安心な生活を営む上で不可欠です。

都市において、災害発生時には、ライフラインの途絶、火災の発生、家屋や宅地被害等、多面的な被害の発生が予測されるため、地域防災計画との整合を図りながら、減災という視点から被害の最小化や災害発生時の円滑な避難体制の構築に取り組む（公助）だけでなく、市民等と行政の連携の下、日頃からの自らの備え（自助）や、隣近所の助け合い（共助）による災害に強い体制の構築を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

〔市街地における被害リスクの低減〕

- 本市は、斜面地を開発して市街地が広がっており、市街地においても土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が指定されている地域があることから、居住者等に対し、広報などで災害への理解を深めるとともに、避難誘導等について周知を図っていきます。
- 擁壁や法面等については、日常的な点検・維持管理を行い、安全性の確保を図ります。
- 津波浸水や河川浸水が想定される区域については、居住者の安全の観点から居住を誘導しないこととし、現在居住している住民に対し、広報などで災害への理解を深めるとともに、避難誘導等について周知強化を図っていきます。ただし、交通結節点として利便性が高く、現に多数の人々が居住する十王駅周辺については、引き続き十王川の洪水対策を促進することで、都市環境の向上に努めます。
- 公共施設や供給処理施設については、計画的な耐震改修を進めます。
- 新エネルギーの導入などによるエネルギー源の多様化を行い、災害時のライフラインの途絶等によりエネルギー供給がストップした際のリスクの分散化を図ります。

〔災害に対応できる公共空間の確保〕

- 都市計画道路や幹線道路、ひたちBRT専用区間については、災害発生時において、緊急車両や輸送車両の通行ルート、火災の延焼防止機能を担う公共空間となることから、計画的な整備を進めます。
- 公園については、その規模や機能に応じ、一時避難や避難者、車両、物資等の収容を担うことから、地域防災計画における避難計画を踏まえつつ、災害用施設（災害用トイレ、災害用井戸、備蓄施設等）の充実に努めます。
- 大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化に取り組みます。

〔市街地における防災性の向上〕

- 災害に伴う火災の発生や延焼を防止するため、防火地域や準防火地域等の地域地区を活用し、建物の不燃化を推進します。
- 地震による建物倒壊や道路の閉塞を防止するため、関係部署と連携しながら、建物の耐震性の向上、ブロック塀等の倒壊防止に取り組みます。

〔住宅地における防災性の向上〕

- 住宅地においては、塀の倒壊による道路の閉塞を防止するため、塀から生け垣やフェンスへの転換を促進します。
- 災害時の避難路を確保するため、建築後退用地の寄付を促進し、土地を確保しながら狭あい道路の解消を進めます。

〔都市型水害への対応の強化〕

- 近年発生頻度が高くなっている短時間強雨に対応するため、雨水の宅地内貯留の設置支援を行うとともに、排水路や管渠の適正管理を行います。
- 市街地における雨水排除機能を確保するため、雨水施設の整備・維持管理や河川・水路改修等についても検討します。

【主な施策】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 津波防護施設整備事業 | <input type="checkbox"/> 住宅・建築物耐震改修促進事業 |
| <input type="checkbox"/> 防災体制整備事業 | <input type="checkbox"/> 応急給水体制整備事業 |
| <input type="checkbox"/> 住宅防火対策推進事業 | <input type="checkbox"/> 河川・排水路改修事業費 |
| <input type="checkbox"/> 洪水避難施設整備事業 | <input type="checkbox"/> 避難所Wi-Fi整備事業 |
| <input type="checkbox"/> 次期防犯カメラ整備計画策定及び設置事業 | |



写真－津波避難階段（旭町地内）



写真－津波監視カメラ



写真－狭あい解消・防災性向上のための道路整備



写真－雨水対策が進む田尻川

(2) 景観・環境

本市が有する海や山などの豊かな自然景観のみならず、鉄道駅周辺や市街地内の幹線道路沿道等の景観は、来訪者や市民に「日立のまち」をイメージさせる重要な要素です。

また、住宅地における景観は、当該住宅地の資産価値や安全性を示す要素にもなることから、住民や民間事業者と連携し、地区計画や各種協定等の活用を図りながら、良質な市街地景観の形成を目指します。

〔豊かな自然環境の保全と景観形成〕

- 海と山並みのある自然景観は本市の特性であり、多くの市民が愛着と誇りを持っています。これを保全していくとともに、積極的に交流を育む場として活用していきます。
- 本市の豊かな自然環境は、温室効果ガスの吸収や水資源の貯留、水質の浄化など多様な機能を有していることから、適切な管理・保全を図り、グリーンインフラによる環境にやさしい都市づくりを進めます。

〔自然と都市の調和〕

- 都市の無秩序な拡大による自然環境の悪化を防止するほか、建築物や工作物による眺望景観の阻害を抑制するとともに、眺望景観を楽しむ場の整備も検討します。

〔市街地における景観の誘導〕

- 良好な都市景観の形成に向け、公共空間、建築物の意匠などについて、一定のルールを設け、周辺との調和や景観の向上を図るとともに、電線類の地中化を進めます。
- 市街地内では、小規模な緑空間が景観要素だけでなく休息や交流の場となることから、市街地内の寺社や樹木、オープンスペース等の活用を図ります。
- 本市のシンボルである「さくら」を積極的に活用し、まちなかの景観向上に努めます。

〔観光・交流資源としての活用〕

- 本市に多く分布する工場施設については、民間事業者と連携しながら、夜景や産業観光の要素としての活用についても検討します。
- 小木津山自然公園や海岸などの市街地に近接する自然資源については、公共交通による移動の利便性をいかした観光・交流資源としての活用を検討します。

〔景観・環境形成における市民との連携〕

- 景観は、地区の価値を高める効果も有することから、地区計画や建築協定の積極的な活用による良好な景観形成を推進するとともに、建築協定や緑化協定については、当該協定地区との連携を図りながら、必要に応じて地区計画への転換を検討します。
- ブロック塀から生け垣への転換を推進するなど、災害時の安全性向上に合わせた緑化推進を検討します。
- 景観形成や環境保全においては、市民や民間事業者の参加が不可欠であることから、景観や環境がまちづくりに与える効果のPRを充実させ、市民参加を促進します。

【主な施策】

□都市景観形成推進事業

□観光資源活用事業



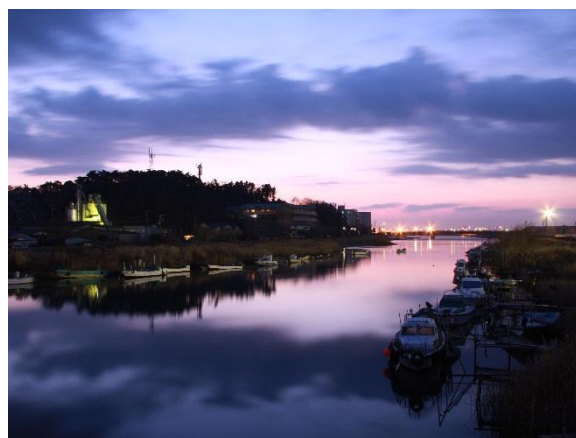
写真－日立アルプスからの眺め



写真－久慈川の菜の花



写真－十王パノラマ公園



写真－茂宮川の夜景

序章
計画の概要

第1章
まちづくり方針

第2章
全体構想

第3章
分野別構想

第4章
地域別構想

第5章
実現に向けて

参考資料

(3) 人にやさしいまちづくり

子どもから高齢者に至るまでの障害者への対応、外国人観光客に対するおもてなし等の面から、誰もが安心して快適に利用できるよう、基盤整備と連携しながらバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組み、人にやさしいまちづくりを推進します。

〔安全な環境の創出〕

- 幹線道路については、自転車通行帯や歩行者空間の確保に努めるとともに、段差の解消に努めます。
- 住宅地内の道路については、段差の解消や車両速度の抑制等による安全性の向上に努めます。

〔使いやすい環境の創出〕

- 大規模な公園や緑地、交流拠点等については、施設内のバリアフリー化を進めるとともに、サインやパンフレット等についてユニバーサルデザインの導入に努めます。
- 中心市街地や公共交通の拠点においては、沿道景観との調和を図りながらベンチや待合い空間の確保に努めます。

【主な施策】

□歩行者にやさしいバリアフリー事業

□交通バリアフリー推進事業



写真—ユニバーサルデザインに配慮した日立駅海岸口



写真—安全に歩行できるよう設置された点字ブロック

(4) 維持管理コストの適正化

人口減少・少子高齢化により今後も厳しい財政状況が予測される中でも持続可能なまちづくりを進める上では、既存の公共施設を有効活用することが重要であることから、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づく維持管理・修繕に取り組むとともに、施設の集約化についても検討を進めます。

〔既存公共施設の活用〕

- 既存の公共施設については、長寿命化を図りながら利活用することを前提に、計画的な維持管理・修繕を行いながら、必要に応じて大規模改修を実施します。
- 大規模改修の実施に当たっては、従前機能の確保とともに、利用者ニーズに対応した施設整備についても検討します。

〔施設の管理・点検の充実〕

- 既存公共施設の安全性や機能の確保、修繕費の抑制を図るため、長寿命化計画に基づく施設の管理・点検の一層の強化に取り組みます。

〔公共施設の集約についての検討〕

- 公共施設のうち、老朽化した施設については、公共施設等総合管理計画や市街地の集約との整合を図りながら、集約化や廃止についても検討します。

【主な施策】

- 公共施設マネジメント推進事業
- 都市公園等施設長寿命化事業



写真-旧企業局庁舎を活用した「元気カフェすげがわ」

(5) 連携・協働によるまちづくり

魅力あるまちづくりを進めるためには、住民や民間事業者との連携・協働が不可欠になっています。人口減少や高齢化が進行する中、住民や民間事業者とこれまで以上に密接な関係を構築しながら、誰もが主体性を持ったまちづくりを進めます。

〔まちづくり情報の提供〕

○住民や民間事業者が、身近なまちづくりや都市計画について関心を持てるよう、ホームページや市報等を活用したまちづくり情報の提供を行います。

〔多様な世代が参加するまちづくりの実践〕

○都市環境や都市機能・施設の在り方については、世代によって異なるニーズが存在することから、都市計画や個別計画の検討においては多様な世代の参加を促進します。特に、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりにおいては、子育て支援や教育、医療・介護等との連携が必要となることから、高齢層だけでなく若年層の参加促進に取り組みます。

〔まちづくり・地域づくり活動に対する支援〕

- 積極的にまちづくりや地域づくりに参画できるよう、ワークショップの開催等を通じ参加機会の提供に取り組みます。
- 住民等と市が連携・協力してまちづくりを進めるため、専門家の派遣や学習・交流の機会の提供など住民等が行うまちづくり活動への支援について検討します。

〔都市計画制度の活用〕

○身近なまちづくりの実践を支援するため、都市計画提案制度の活用について検討します。

〔エリアマネジメントの推進〕

○まとまりのある地域づくりにより、資産価値の向上やコミュニティの活性化などを進めるため、エリアマネジメントの導入を推進します。

【主な施策】

- コミュニティ活動のあり方検討事業
- パートナーシップ事業（公園）



写真－地域の自然や歴史などを学べるふるさと教室の様子



写真－風神山での魅力再発見ウォークの様子